

清水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 9,047	千円 9,588,542	千円 371,347	千円 1,671,185	% 17.4	% 16.5

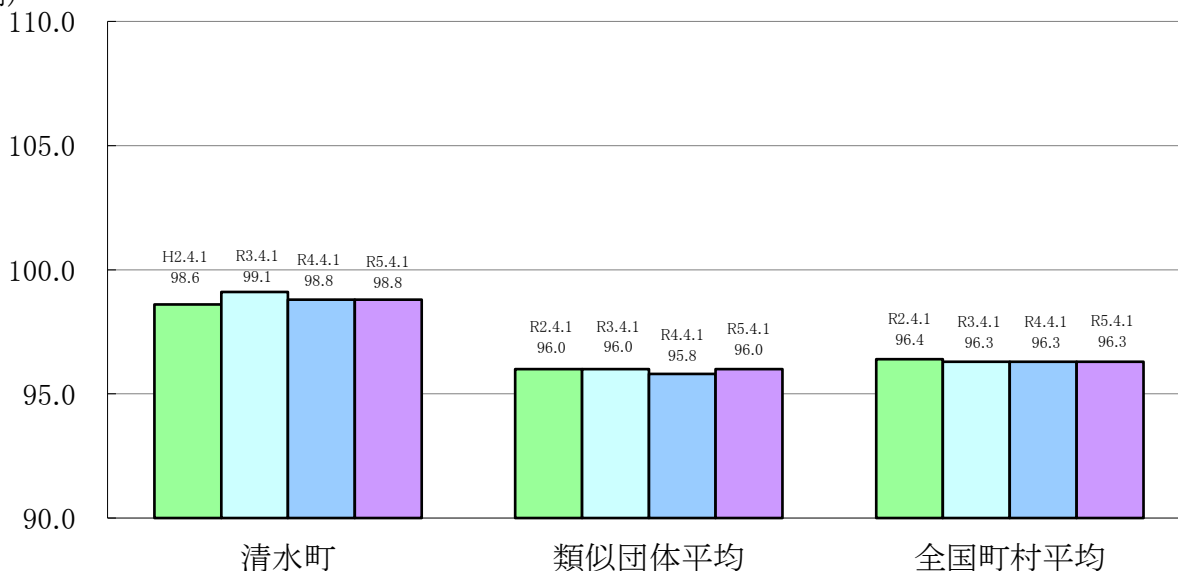
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 145	千円 513,756	千円 105,955	千円 200,799	千円 820,510	千円 5,658	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していない団体は記載不要

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
5年度	円	円	円 (%)	%	%	% 1.1

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
5年度	月	月	月	月	月	月 4.5

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均2%引下げ。若年層については概ね現状維持。高齢層については平均4%程度の引き下げ。なお、激変緩和のため4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国に準拠

③その他の見直し内容

なし

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	38.5 歳	299,431 円	377,800 円	344,538 円
北海道	42.8 歳	317,306 円	387,419 円	360,085 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.2 歳	299,802 円	357,065 円	328,615 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額（国ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
清水町	歳 47.7	人 3	円 354,333	円 422,631	円 399,186	バス 運転者	歳 54.4	円 290,100	% 145.7
北海道	歳 56.8	人 126	円 310,676	円 338,223	円 325,852	—	—	—	—
国	歳 51.2	人 1,941	円 286,942	円 —	円 329,178	—	—	—	—
類似団体	歳 51.6	人 3	円 277,471	円 304,422	円 292,093	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 （C）	民間 （D）	C / D
清水町	6,831 千円	3,481 千円	196.2 %

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 31 年～令和 3 年の 3 ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を 12 倍したものに、公務員については前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
清水町	56.0 歳	402,000 円	471,740 円
北海道	44.7 歳	371,200 円	423,271 円
類似団体	39.5 歳	275,140 円	307,417 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清水町	32.4 歳	284,085 円	346,815 円	300,508 円
北海道	—	—	—	—
国	47.8 歳	321,176 円	—	360,574 円
類似団体	43.5 歳	306,780 円	360,294 円	324,762 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区	分	清水町	北海道	国
一般行政職	大学卒	185,200 円	185,200 円	185,200 円
	高校卒	154,600 円	154,600 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	154,600 円	154,600 円	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	185,200 円	207,400 円	—
	高校卒	154,600 円	164,400 円	—
看護・保健職	大学卒	216,000 円	—	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

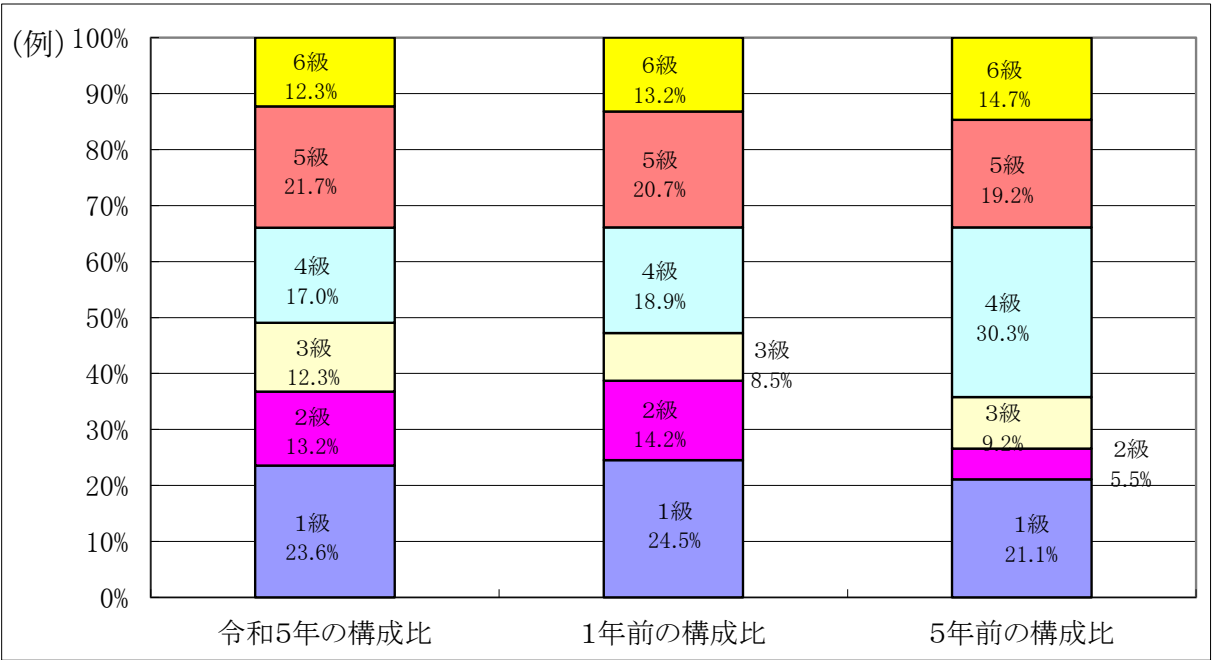
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,600 円	—	—	397,500 円
	高校卒	—	—	—	371,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
看護・保健職	大学卒	279,400 円	—	—	—
	短大卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

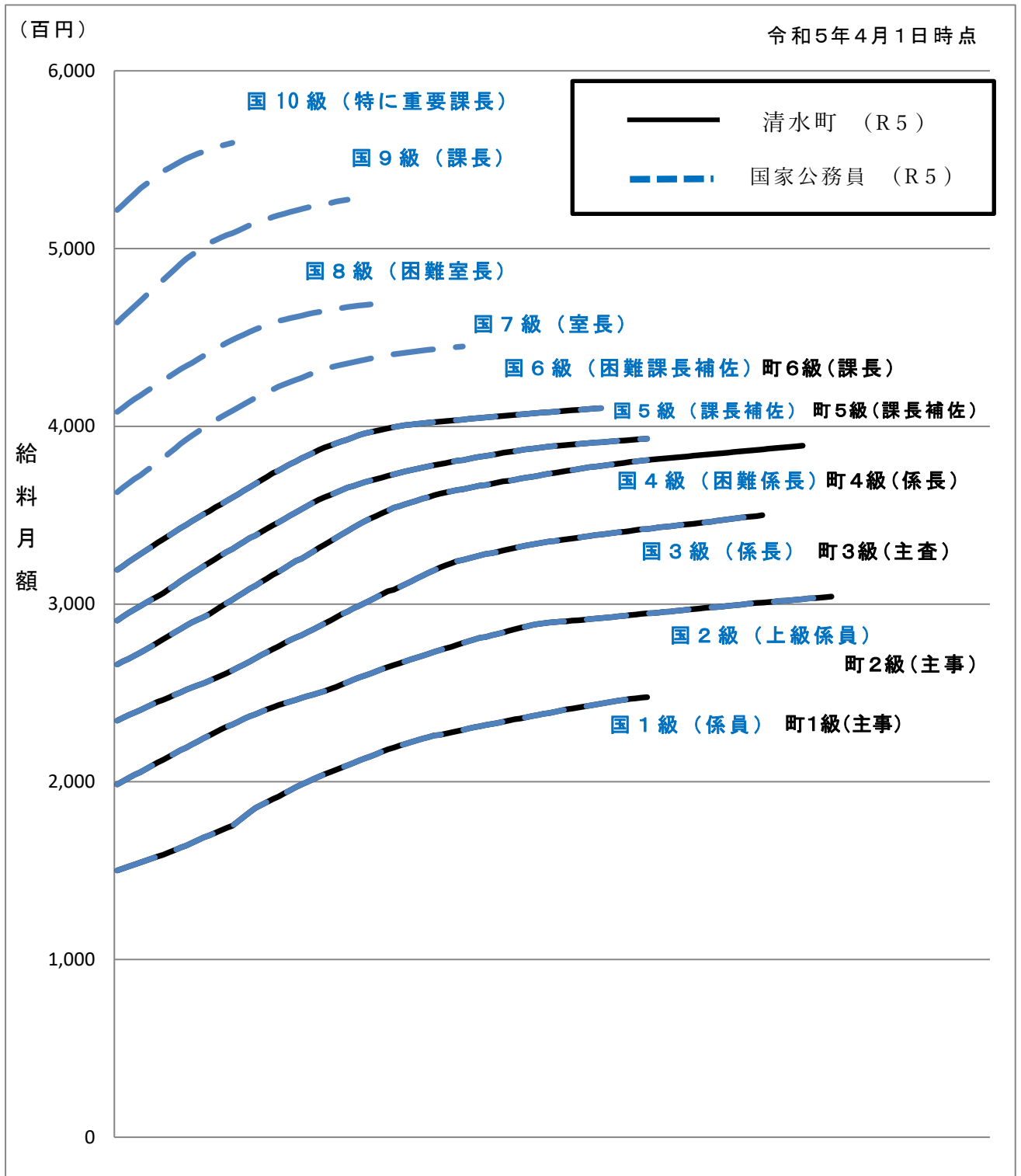
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長・参事	13 人	12.3 %	319,200 円	410,200 円
5 級	課長補佐・主幹	23 人	21.7 %	290,700 円	393,000 円
4 級	係長・主任	18 人	17.0 %	266,000 円	389,100 円
3 級	主査	13 人	12.3 %	234,400 円	350,000 円
2 級	主事	14 人	13.2 %	198,500 円	304,200 円
1 級	主事・主事補	25 人	23.6 %	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 清水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（清水町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

清 水 町	北 海 道	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,568千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,627千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5～20% ・ 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合であるが、本町に再任用職員はいない。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（清水町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない			○	
活用予定時期			令和7年度	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

清 水 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (割増率 2～45%)		
1人当たり平均支給額 11,011千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			89千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			88,587円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市	3%	0人	3%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		0%		
手当の種類（手当数）		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	— 千円	日額 — 円
—	—	—	— 千円	1件当たり — 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	31,325千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	298千円
支給実績（令和3年度決算）	24,359千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	232千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③特定期間の加算 5,000円	同じ		13,422千円	231,413円
住居手当	①借家・借間 ・21,000円以下 家賃－10,000円 ・21,000円超 (家賃－21,000)÷2＋ 11,000円【27,000円限度】 ②持家 15,000円	異なる	10,000円 超の借家 等居住か ら支給 持家手当 の支給	25,523千円	225,867円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～ 12,900円の5区分	異なる	支給区分 及び支給 額	2,949千円	89,363円
管理職手当	①課長職 給料月額×12/100 ②課長補佐職 給料月額×8/100	異なる	役職ごと に定率で 支給	19,341千円	449,790円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380円 ②扶養親族のない世帯主 14,580円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同じ		13,306千円	85,294円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	町 長	700,000 円		(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長			860,000 円 / 518,500 円	
	教 育 長			700,000 円 / 456,000 円	
報 酬	議 長	275,000 円		400,000 円 / 230,000 円	
	副 議 長			314,000 円 / 182,000 円	
	議 員			290,000 円 / 165,000 円	
期 末 手 当	町 長	(4年度支給割合)			
	副町長	4.4 月分			
議 長	副 議 長	(4年度支給割合)			
	議 員	4.4 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副町長	給料月額×在職年数×5.126	14,352,800円	任期ごと	
	教 育 長	給料月額×在職年数×3.234	7,554,624円	任期ごと	
	備 考	給料月額×在職年数×2.838	4,597,560円	任期ごと	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

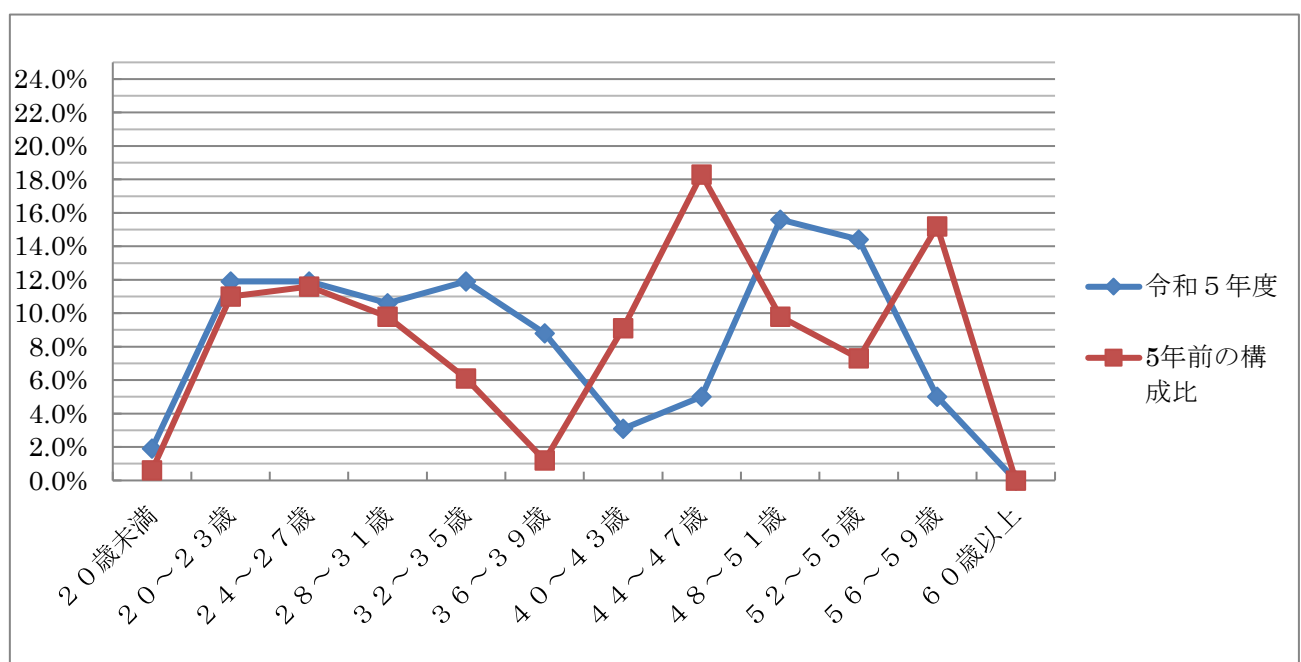
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務企画	33	33	0	
		税務	8	7	△1	退職不補充
		民生	39	42	3	幼稚園のこども園統合
		衛生	13	10	△3	退職不補充
		労働	1	1	0	
普通会計部門	農林水産	農林	15	17	2	欠員補充
		水産	4	5	1	欠員補充
普通会計部門	土木	土木	10	10	0	
		計	126	128	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 140.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 138.85人)
普通会計部門	教育部門		22	17	△5	幼稚園のこども園統合
	消防部門					
普通会計部門	小計		148	145	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.60人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 166.13人)
	会計営業等	水道	3	3	0	
下水道		3	3	0		
その他		9	9	0		
会計営業等	小計		15	15	0	
	合計		163	160	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 176.11人
			[241]	[241]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	3人	19人	19人	17人	19人	14人	5人	8人	25人	23人	8人	0人	160人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	127	124	125	126	126	128	1(1.0%)
教育	22	22	24	22	22	17	△5(△0.8%)
普通会計計	149	146	149	148	148	145	△4(△1.0%)
公営企業等会計計	15	15	15	15	15	15	0(0%)
総合計	164	161	164	163	163	160	(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 241,231	千円 11,749	千円 18,889	% 7.83	% 9.04

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 3	千円 10,263	千円 1,397	千円 4,018	千円 15,678	千円 5,226	千円 5,658

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 ※特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
清 水 町	33.3歳	291,300円	431,692円
団 体 平 均	45.7歳	335,310円	500,619円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 ※支給割合は4（1）普通会計と同じ

清 水 町	清水町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,339 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1.568 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在） ※支給割合は4（2）普通会計と同じ

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在） ※支給なし

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在） ※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	400 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	133 千円
支給実績（3年度決算）	399 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	133 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③特定期間の加算 5,000円	同じ		438千円	219,000円
住居手当	①借家・借間 ・21,000円以下 家賃－10,000円 ・21,000円超 (家賃－21,000)÷2＋ 11,000円【27,000円限度】 ②持家 15,000円	同じ		681千円	227,000円
通勤手当	①交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ②自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～ 12,900円の5区分	同じ		0千円	0円
管理職手当	①課長職 給料月額×12/100 ②課長補佐職 給料月額×8/100	同じ		0千円	0円
寒冷地手当	①扶養親族のある世帯主 26,380円 ②扶養親族のない世帯主 14,580円 ③その他 10,340円 ※11月～3月支給	同じ		315千円	105,167円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 286,571	千円 6,907	千円 21,127	% 7.37	% 8.35

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まない。
2 下水道事業会計は、平成27年度から企業会計として適用。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 3	千円 11,396	千円 1,882	千円 4,386	千円 17,664	千円 5,888	千円 5,658

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
清水町	43.3歳	318,067円	472,455円
団体平均	44.3歳	330,766円	493,186円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

清 水 町	清水町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（4年度） 1,461 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,568 千円
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

- イ 退職手当（令和5年4月1日現在）※支給割合は4（2）普通会計と同じ
ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）※支給なし
エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）※支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（４年度決算）	61千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	61千円
支給実績（３年度決算）	99千円
職員1人当たり平均支給年額（３年度決算）	99千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（４年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）である。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（４年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 配偶者以外の扶養親族 10,000円 ③ 特定期間の加算 5,000円	同じ		0千円	0円
住居手当	① 借家・借間 ・ 21,000円以下 家賃 - 10,000円 ・ 21,000円超 (家賃 - 21,000) ÷ 2 + 11,000円【27,000円限度】 ② 持家 15,000円	同じ		651千円	217,000円
通勤手当	① 交通機関利用 運賃相当額【55,000円限度】 ② 自動車等の交通用具利用 通勤距離に応じ、2,000円～12,900円の5区分	同じ		0千円	0円
管理職手当	① 課長職 給料月額 × 12 / 100 ② 課長補佐職 給料月額 × 8 / 100	同じ		951千円	475,668円
寒冷地手当	① 扶養親族のある世帯主 26,380円 ② 扶養親族のない世帯主 14,580円 ③ その他 10,340円 ※11月～3月支給	同じ		218千円	72,900円